資料１－２

府中市総合計画市民検討会議要綱

令和２年 ３ 月 ６ 日
要綱第１１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、次期府中市総合計画の策定に当たり、市民の意見を聴取するため、府中市総合計画市民検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（聴取事項）

第２条　市長は、次に掲げる事項について、次条各号に掲げる者から意見を聴取するものとする。

⑴　市政の現況及び第６次府中市総合計画の進捗状況に関する事項

⑵　次期府中市総合計画の策定に関する事項

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出席者）

第３条　市長は、次に掲げる者６０人以内に対し、検討会議への出席を求めるものとする。

⑴　公募による市民　４０人以内

⑵　市の職員　２０人以内

（意見の聴取の方法）

第４条　検討会議に対する意見の聴取は、市長が指定する日に行うものとする。

２　市長は、次に掲げる分野ごとに意見の聴取をすることができるものとする。

⑴　健康及び福祉に関する分野

⑵　生活及び環境に関する分野

⑶　文化及び学習に関する分野

⑷　都市基盤及び産業に関する分野

⑸　行財政運営に関する分野

３　検討会議に対する意見の聴取を主宰する者は、政策総務部政策課の職員とする。

（庶務）

第５条　検討会議の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年３月６日から施行する。